

一人で悩まず相談を！

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

問合せ 前橋地方法務局人権擁護課
☎ 027-221-4466

1010123



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

法務省と全国人権擁護委員連合会では、夫・パートナーからの暴力やストーカーなど、女性の人権に関する相談・悩み事の電話相談窓口を、時間延長して開設します。
期間 **11月12日(木)から18日(水)まで**の午前8時30分～午後7時(土・日曜日は午前10時～午後5時)

— 電話相談窓口 —
専用電話番号(全国共通)
0570(070)810
※IP電話からは接続できません

★DVは人権侵害です(毎年11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間)

DVとは 配偶者や恋人などから振るわれる身体的、精神的、経済的暴力のことです。暴力で相手を支配しようとする行為は人権侵害であり、明らかな犯罪です。

暴力の形態 身体的暴力(殴る、蹴る、首を絞める) 精神的暴力(大声で怒鳴る、無視をする) / 性的暴力(嫌がっているのに性行為を強要する) / 経済的暴力(生活費を渡さない、仕事を辞めさせる) / 社会的暴力(実家や友人と付き合うのを制限・監視する、電話やメールを細かくチェックする) / 子供を

利用した暴力(子どもに暴力を見せる、子どもを危険な目に遭わせる)など

— DVに関する相談窓口 —

- 群馬県女性相談センター ☎ 027-261-4466
受付時間 平日(午前9時～午後8時) / 土・日曜日、祝日(午後1時～5時)
- 市民協働課市民相談係 ☎内線3056
受付時間 平日(午前8時30分～午後5時15分)
※相談無料。秘密は堅く守ります
※緊急時は110番、または最寄りの警察署へ

明治安田生命保険相互会社と

包括連携協定を締結しました

本市と明治安田生命保険相互会社(東京都千代田区丸の内)は、相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展、市民サービスの向上を目的とし、協定を締結しました。

協定締結日 10月8日(木)

主な協力事項 地域の安全・安心や健康づくりに関すること / 産業・観光振興および地域経済の支援に関すること / 地域の活性化および市民サービスの向上に関すること

問合せ 企画政策課企画調整係 ☎内線4031



横山市長(左)と小出和久群馬支社理事支社長(右)

11月は

「児童虐待防止推進月間」



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

地域みんなの目が子どもを救います！

子どもの泣き声と大人の怒鳴り声がたびたび聞こえる、夜間に子どもだけをおいて外出しているなどの場合、虐待が疑われます。

また、子どもが家に帰りがたらない、いつも汚い服装をしている、常にイライラしているなどの姿が見られる時は心配です。このような子どもに気づき、虐待の心配があれば、下記へ連絡してください。子どもの安全を第一に考えて適切に対応します。連絡してくれた人の秘密は守られ、たとえ、虐待がなかったとしても責任を問われることはありません。

子育ての大変さやしつけの難しさを相談ください！

子育ての悩みは親になれば誰もが経験するものです。言うことを聞いてくれない、イライラする、発達が心配など、一人で悩みを抱え込まず、下記までお気軽にご相談ください。

問合せ 子ども家庭総合支援
拠点(子ども課内) ☎ 22-0874

児童相談所
全国共通ダイヤル
189
(24時間対応)